

JIS

プラスチックー機能性フィルムの 引っかき硬さの求め方

JIS K 7317 : 2022

令和 4 年 12 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千葉 光 一	関西学院大学
(委員)	飯塚 隆	公益社団法人自動車技術会
	上野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	上野 祐 子	中央大学
	大野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	栢 英 則	日本プラスチック工業連盟
	中川 勝 博	一般社団法人日本分析機器工業会
	中島 眞 理	一般社団法人日本ゴム工業会
	野中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	花村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	三浦 安 史	石油連盟
	山崎 初 美	主婦連合会
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.12.20

官 報 掲 載 日：令和 4.12.20

原案作成協力者：一般財団法人化学研究評価機構

(〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17 TEL 03-3527-5115)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 原理	2
5 試験器具及び試験装置	2
5.1 引っかけ装置	2
5.2 表面のきずの観察・判定に用いる試験器具及び試験装置	3
6 試験片	4
7 状態調節及び試験環境	4
8 試験手順	4
8.1 引っかけ操作	4
8.2 表面のきずの観察・判定	5
9 試験結果の表し方	6
10 判定結果の精度	6
11 試験報告書	6
附属書 A (参考) 判定結果の繰返し精度	8
附属書 B (参考) 目視判定ジグ	10
附属書 C (参考) 引っかけ硬度 (鉛筆法) との相関関係	15
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

- － 氏名：株式会社メック
- － 住所：神奈川県海老名市下今泉一丁目 12 番 30 号

上記の特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

プラスチック—機能性フィルムの 引っかき硬さの求め方

Plastic—Determination of scratch hardness of specialty films

1 適用範囲

- 1.1 この規格は、機能性フィルムの表面の引っかき硬さの求め方について規定する。ただし、ここでいう機能性フィルムの表面とは、最表面だけでなく、この規格で規定する試験方法で作用する表層部も含む。
- 1.2 この規格は、透明、不透明又は加飾の有無にかかわらず、平たん（坦）で、かつ、試験片に荷重をかける圧子が滑らかに移動できる機能性フィルムに適用する。
- 1.3 この規格は、コーティング材料単独の塗膜の評価には適用しない。
- 1.4 この規格は、射出成形品には適用しない。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7609 分銅

JIS K 7100 プラスチック—状態調節及び試験のための標準雰囲気

JIS R 3202 フロート板ガラス及び磨き板ガラス

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

機能性フィルム

意匠性を含む物理的、化学的及び物理化学的機能が付与されたプラスチックフィルム単体、又はプラスチックフィルムを基材としたコーティング若しくはラミネートによってこれらの機能が付与された、複合材料を含むフィルム状、シート状又はプレート状のもの

3.2

表面のきず